

ID: 141

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町農村環境改善センター条例 第10条		
例規番号	昭和58年条例第8号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 町長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日